

第

1

章

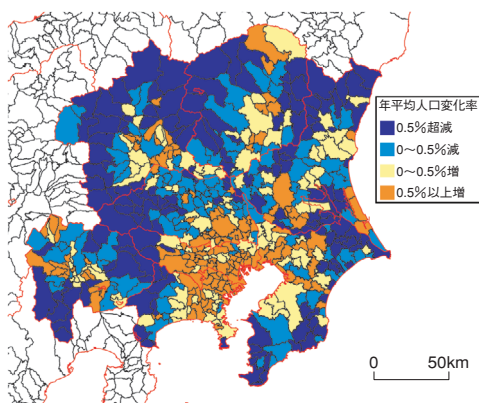
首都圏整備をめぐる最近の動向

第1節 首都圏住民の生活環境に対する意識の現状と今後の課題

首都圏においては、これまで、人口や諸機能の過度の集中に伴う過密から生じる通勤混雑、交通渋滞、住宅問題、環境問題などいわゆる大都市問題を抱えていたが、近年、社会資本整備の進展等によりこれらの課題については一定程度の緩和がみられる。例えば東京圏の鉄道の混雑率については、昭和60年代の約200%から現在は170%程度に低下している¹⁾。また、首都圏の最低居住水準未満世帯の割合については、昭和63年の12.8%から平成10年には7.2%に低下している²⁾。

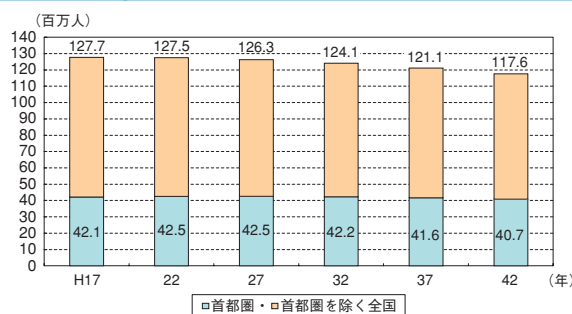
今後、我が国は、少子高齢化が進むとともに人口減少局面へと移行するが、首都圏においては、東京圏を中心に現在増加しており、全体としてみても当面は、人口増加が続くと予想される(図表1-1-1～1-1-3)。また、首都圏は、企業活動の中心あるいは就業の場であり、人々が圏外から移動してきて一時的あるいは恒久的に居住するなど、他地域に比べても多様な属性を持った人が多く居住している(図表1-1-4)。

図表 1-1-3 市区町村別人口増減の変化の状況(平成13年→16年)



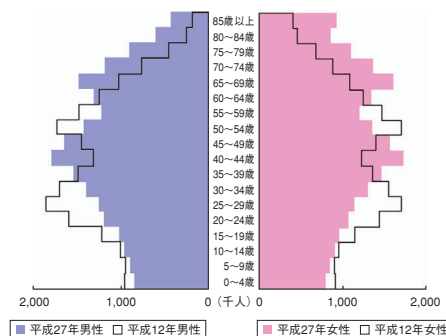
資料：「住民基本台帳人口要覧」(総務省)により
国土交通省国土計画局作成

図表 1-1-1 首都圏と全国の将来人口の推移



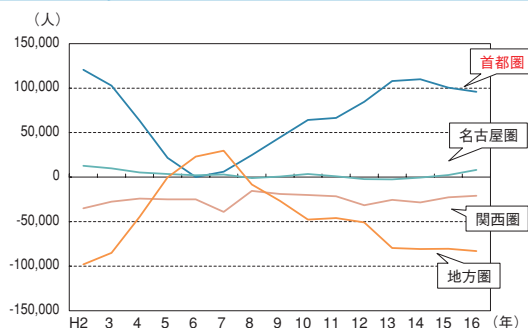
資料：「都道府県別将来推計人口(平成14年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)により国土交通省国土計画局作成

図表 1-1-2 首都圏の人口ピラミッド(平成12年、27年)



資料：「国勢調査」(総務省)及び「都道府県別将来推計人口(平成14年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)により国土交通省国土計画局作成

図表 1-1-4 圏域別の転入超過数の推移



注：名古屋圏は岐阜県、愛知県及び三重県、関西圏は京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県、地方圏は全国から首都圏、名古屋圏及び関西圏を除いた地域を示す。

資料：「住民基本台帳人口移動報告」(総務省)により国土交通省国土計画局作成

1) 鉄道の混雑率は、JR、地下鉄及び大手民鉄の主要31路線における最混雑区間の平均値(国土交通省の統計)による。

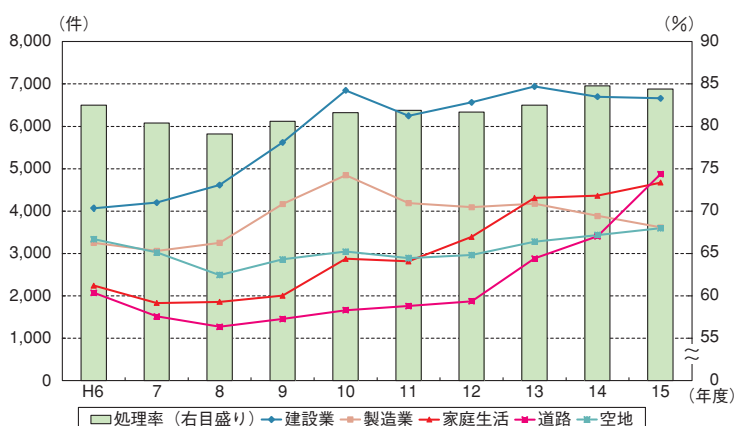
2) 「最低居住水準」とは、住宅建設五箇年計画においてすべての世帯が確保すべき水準として位置付けられたものであり、例えば4人世帯の場合で住戸専用面積50m²である。世帯の割合は、「住宅・土地統計調査」(総務省)による。

こうした状況を踏まえれば、居住する人々が増え、多様な人々が混在する中から生じる課題に引き続き対処していくことが求められる。

さらに、首都圏における大都市問題は、時代とともにその内容も変化・多様化してきていると考えられる。例えば、住宅問題については、戦後から昭和40年代にかけての住宅需要の増大に対して量的確保が最大の課題であったが、現在は生活に関わる様々な問題を含めた居住水準の向上へと内容が変わってきている。また、環境問題については、昭和30～40年代の産業公害から、現在は地球温暖化や廃棄物問題等の地球環境問題や環境ホルモン、ダイオキシン類汚染などの化学物質に関する問題へと内容の変化がみられる。これらのことは、地方公共団体に寄せられる住民からの公害等の苦情の件数・内容にもあらわれており、近年、ペット、空調・室外機の音など、家庭生活を営むことに起因する苦情や、自動車の往来等による騒音・振動、廃棄物の不法投棄など、道路を発生源・発生場所³⁾とする苦情が急増している（図表1-1-5）。

こうした状況の中、首都圏の住民が身近な生活環境について、どう感じ、どう考えているのか、また、今後の首都圏をどのような社会としていくことを望んでいるのか等を首都圏の住民に対してアンケートを行うことにより分析することとした。具体的には、平成17年1月24日から2月4日にかけて、首都圏に住む20歳以上の男女を対象にインターネットアンケート調査⁵⁾を行った（有効回答数9,111人）。以下では、アンケート結果から首都圏における住民の意識を分析していく。

図表1-1-5 主な公害の発生源別苦情件数及び処理率の推移（首都圏）



注：処理率とは、総苦情件数（他の機関等へ移送した苦情件数を除く。）に占める直接処理⁴⁾件数の割合。

資料：「公害苦情調査結果報告書」（公害等調整委員会事務局）により国土交通省国土計画局作成

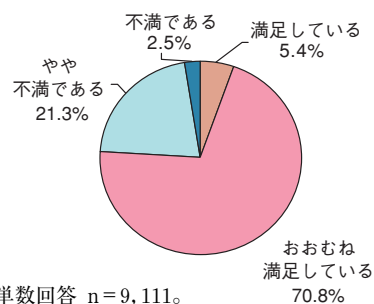
1. 首都圏住民の現在の生活環境に対する意識

（1）現在の生活環境への満足度

今回のアンケート調査では、現在の生活環境について、住宅、利便性、自然環境など12の項目（図表1-1-7の各項目）からみた場合の総合的な満足度について聞いている。この結果をみると、「満足している」もしくは「おおむね満足している」と回答した人が76.2%と、全体の4分の3を上回り、満足度は高いといえる（図表1-1-6）。

また、12の項目ごとの満足度をみると、「上下水道、ガス、電話（通信）の整備状況」や「ごみ処理の円滑さ」

図表1-1-6 生活環境を総合的にみた場合の満足度



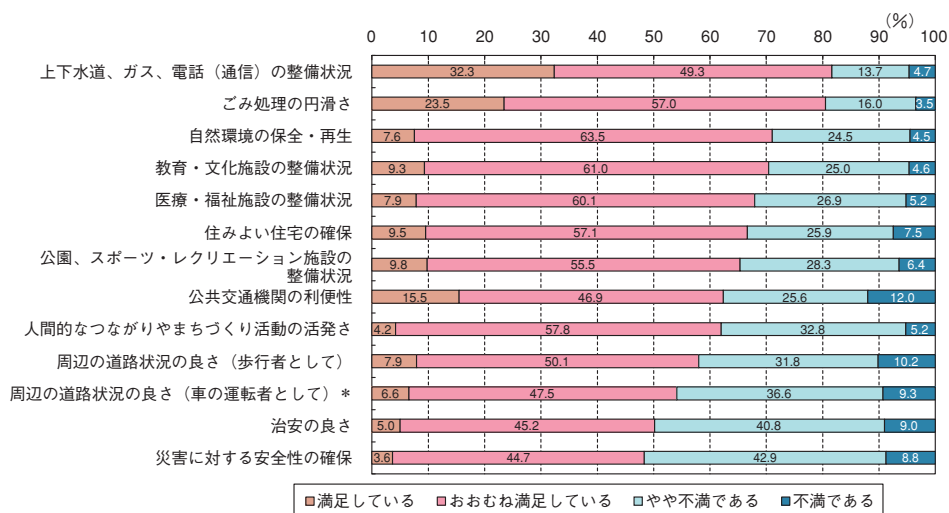
注：単数回答 n=9,111。

資料：国土交通省国土計画局調べ

- 「公害苦情調査」では、発生源等が二つ以上ある場合は、主たるものの一つに分類しており、主たるものの判定が難しい場合は、被害地域に最も近接するものを優先して分類している。
- 直接処理とは、公害苦情の申立人が当局の措置又は説明（教示）に納得したとき、当局の措置後3か月を経過しても申立人から再度の申立てがないとき、当事者間に和解が成立したとき、加害行為又は被害の原因がなくなったとき等、苦情が解消したと認められるときをいう。
- 首都圏を都市規模と年齢階級別に層化した場合の縮図となるよう標本設計し、属性別に目標回答数が得られた時点で調査を終了した。

では、「満足している」もしくは「おおむね満足している」と回答した人の割合が80%を上回り、次いで、「自然環境の保全・再生」(71.1%)、「教育・文化施設の整備状況」(70.3%)、「医療・福祉施設の整備状況」(68.0%)などが満足度の高い項目となっている。一方、「災害に対する安全性の確保」や「治安の良さ」は、その割合が50%前後にとどまった。これは、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震などの大地震の発生や、近年の犯罪の増加と関連していると考えられる。また、「周辺の道路状況の良さ」の割合も低く、歩行者としては58.0%、車の運転者(常時、車の運転をする人のみの回答による。)としては54.1%となった(図表1-1-7)。

図表 1-1-7 現在の生活環境への満足度

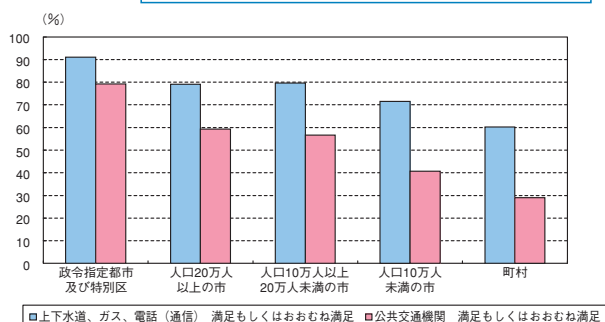


注1：単数回答 n=9,111。ただし、*は、n=5,779。
 注2：グラフの総和が100%にならないものは、数値の四捨五入の関係による。
 資料：国土交通省国土計画局調べ

これらのことから、首都圏住民の全体意識としては、施設等の生活基盤整備に関する満足度は比較的高いが、生命、身体及び財産の危険に関連する項目の満足度は低いことがわかる。

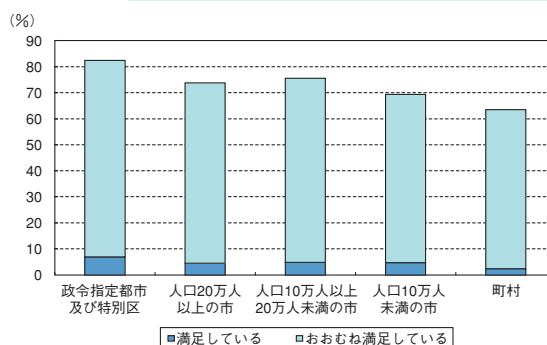
しかし、これらについて、居住する都市規模別にみると、「公共交通機関の利便性」や「上下水道、ガス、電話(通信)の整備状況」では、おおむね都市規模が小さいほど満足度が低くなっている(図表1-1-8)。生活環境を総合的にみた場合の満足度も都市規模が小さいほど低くなる傾向にあり、これら生活基盤整備に関する満足度の低さが要因の1つになっていると考えられる(図表1-1-9)。

図表 1-1-8 上下水道、ガス、電話(通信)の整備状況及び公共交通機関の利便性に関する満足度(都市規模別)



注：単数回答 n=9,111。
 資料：国土交通省国土計画局調べ

図表 1-1-9 生活環境を総合的にみた場合の満足度(都市規模別)



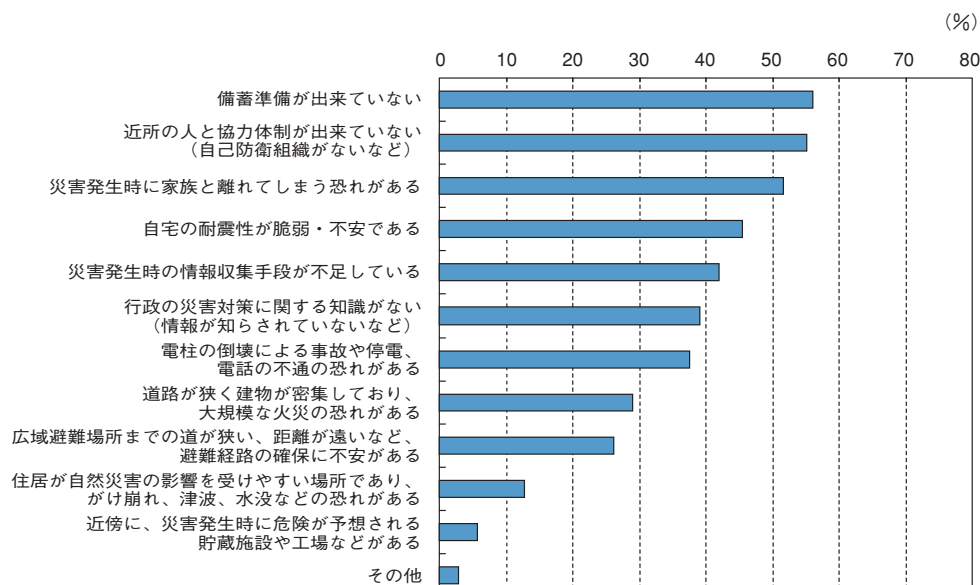
注：単数回答 n=9,111。
 資料：国土交通省国土計画局調べ

(2) 満足度が低い防災や治安の不安内容

満足度が低かった防災と治安について、「やや不安である」もしくは「不安である」と回答した人の不安の内容の特徴をしてみる。

「災害に対する安全性」について不安の内容をみると、「備蓄準備が出来ていない」が56.0%と最も高く、次いで、「近所の人と協力体制が出来ていない(自己防衛組織がないなど)」(55.2%)、「災害発生時に家族と離れてしまう恐れがある」(51.7%) などとなっている(図表 1-1-10)。

図表 1-1-10 災害に対する安全性に対する不安内容

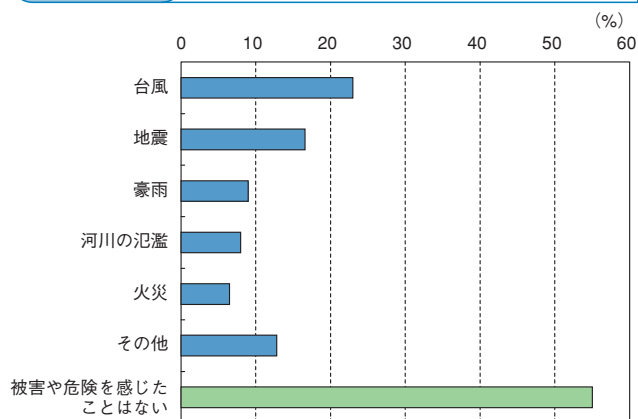


注：複数回答 n=4,706。

資料：国土交通省国土計画局調べ

防災に関して内閣府が実施した世論調査の結果によれば、過去に何らかの災害による被害を受けたり、身近に危険を感じたことがある人の割合は5割近くに上るが、現在自分の住んでいる地域が災害に対し安全と感じている人の割合は高い(図表 1-1-11~12)。このことから、災害に対する安全性については漠然と不安を感じつつも、災害を身近な問題ととらえていない実態がうかがえる。

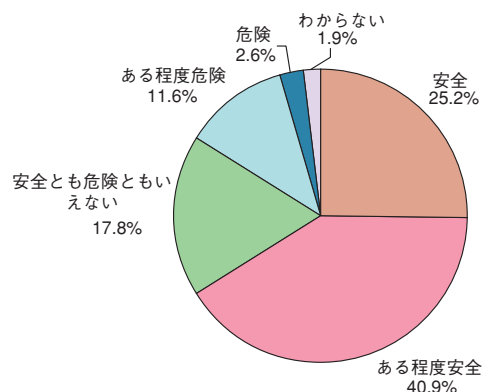
図表 1-1-11 災害による被害体験



注：複数回答 n=2,155。

資料：「防災に関する世論調査(平成14年9月)」(内閣府)により国土交通省国土計画局作成

図表 1-1-12 災害に対する居住地域の安全度

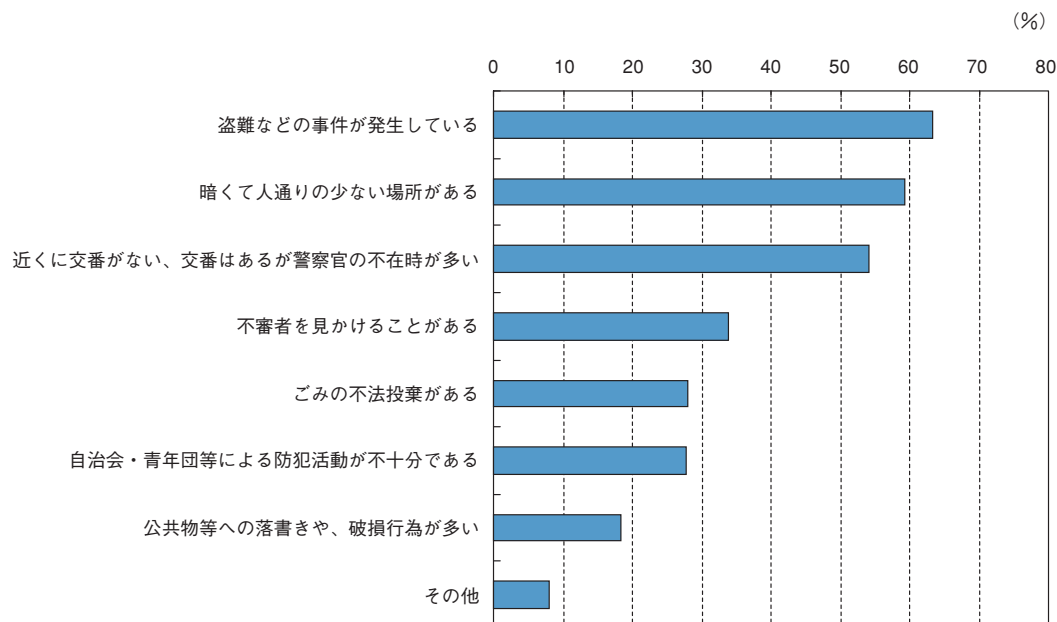


注：単数回答 n=2,155。

資料：「防災に関する世論調査(平成14年9月)」(内閣府)により国土交通省国土計画局作成

また、「治安」について不安の内容をみると、「盗難などの事件が発生している」が63.3%と最も高く、次いで、「暗くて人通りの少ない場所がある」(59.3%)、「近くに交番がない、交番はあるが警察官の不在時が多い」(54.2%) などとなっている(図表 1-1-13)。

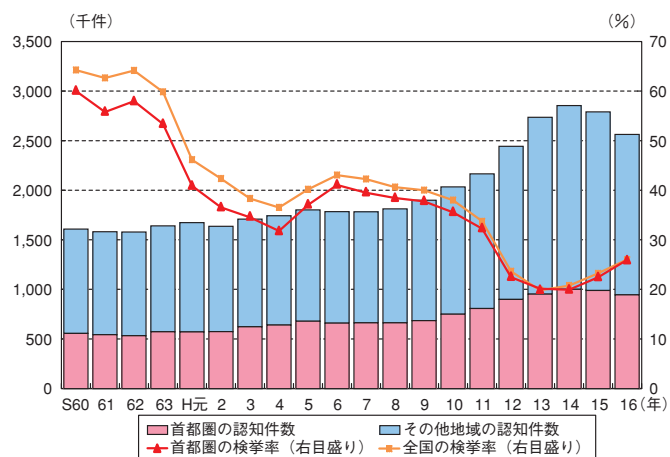
図表 1-1-13 治安に対する不安内容



注：複数回答 n=4,540。
資料：国土交通省国土計画局調べ

図表 1-1-14 刑法犯認知件数と検挙率の推移

首都圏における刑法犯の認知件数をみると、平成15年以降は前年に比べて減少している。また、検挙率については上昇しており、ともに改善がみられる。しかしながら、昭和60年代と比べると依然として厳しい水準にあること等が、治安に対する不安感の高さにつながっているものと考えられる(図表 1-1-14)。



注：刑法犯認知件数及び検挙率には、交通業過を含まない。交通業過とは、道路上の交通事故に係る業務上(重)過失致死傷罪及び危険運転致死傷罪をいう。

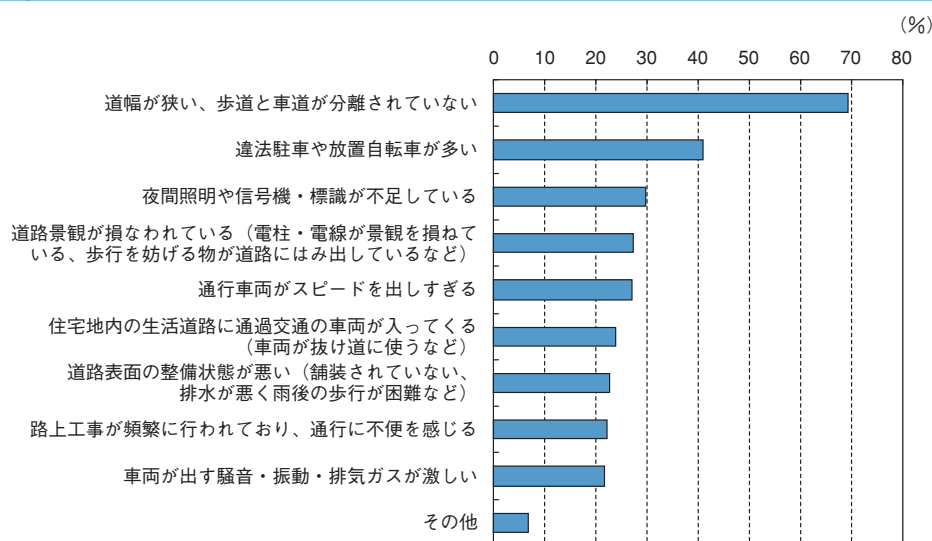
資料：「警察白書」(警察庁)及び「犯罪統計資料」(警察庁)により国土交通省国土計画局作成

(3) 生活基盤項目の中で最も満足度が低かった道路環境の不满内容

さらに、比較的満足度が高かった生活基盤項目の中で、最も満足度の低かった「周辺の道路状況の良さ」(道路そのものや附属設備の外に、交通の状況や、路上の状態などを含めた道路環境全般)について、歩行者としての不満の内容の特徴を見てみる。

不満の内容をみると、「道幅が狭い、歩道と車道が分離されていない」が69.3%と最も高く、次いで、「違法駐車や放置自転車が多い」(41.0%) などとなっている(図表 1-1-15)。

図表 1-1-15 歩行者としてみた周辺の道路状況に対する不満内容

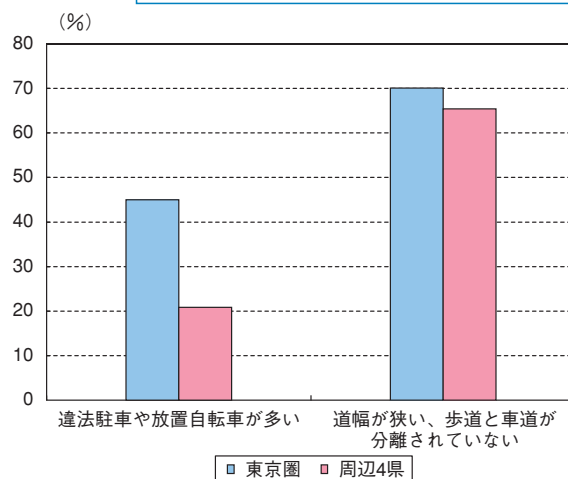


注：複数回答 n=3,826。

資料：国土交通省国土計画局調べ

これらを東京圏と周辺4県に分けてみると、「道幅が狭い、歩道と車道が分離されていない」では、地域間で大きな違いがみられないのに対し（東京圏は70.1%、周辺4県は65.4%）、「違法駐車や放置自転車が多い」では、東京圏で不満の割合が高くなっている（同45.0%、20.9%）（図表1-1-16）。違法駐車や放置自転車の多さは、人やものが極端に集中していることに起因する問題でもある。実際、駅周辺における放置自転車の数を見てみると、平成15年では、東京圏の駅がワースト10位中4駅を占めており、これらの実態が反映されているものと思われる。放置自転車対策として、駐輪場の新設や防止キャンペーンなどにより効果を上げているところもあり、今後もさらなる放置自転車対策が必要である（図表1-1-17）。

図表 1-1-16 歩行者としてみた周辺の道路状況に対する不満内容（東京圏と周辺4県）

注：複数回答 東京圏 n=3,193。周辺4県 n=633。
資料：国土交通省国土計画局調べ

図表 1-1-17 放置自転車が多い駅（ワースト10位）の状況（平成15年）

（単位：台）

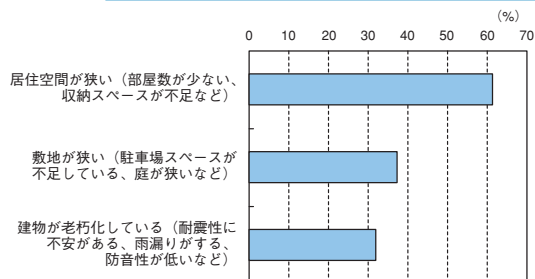
順位	駅名	市区町村名	放置台数	順位	駅名	市区町村名	放置台数
1	天神	福岡市	4,217	6	札幌	札幌市	2,387
2	大阪	大阪市	3,334	7	なんば（難波）	大阪市	2,360
3	名古屋	名古屋市	2,851	8	大船	横浜市	2,283
4	新大阪	大阪市	2,772	9	池袋	豊島区	1,996
5	武蔵溝口・溝の口	川崎市	2,443	10	行徳	市川市	1,950

資料：「平成15年 駅周辺における放置自転車等の実態調査」（内閣府）により国土交通省国土計画局作成

(4) その他の生活環境項目の主な不満内容

その他の生活環境項目で不満度の高かった主な内容は、以下のとおりであった(図表1-1-18~28)。

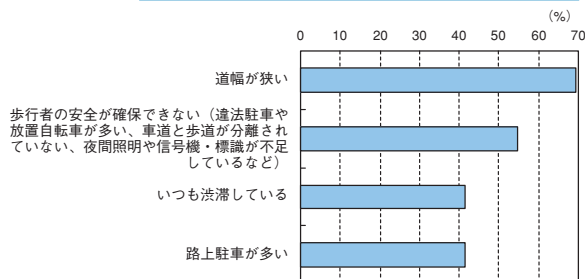
図表 1-1-18 住みよい住宅の確保に対する不満内容(上位3位)



注：複数回答 n=3,040。

資料：国土交通省国土計画局調べ

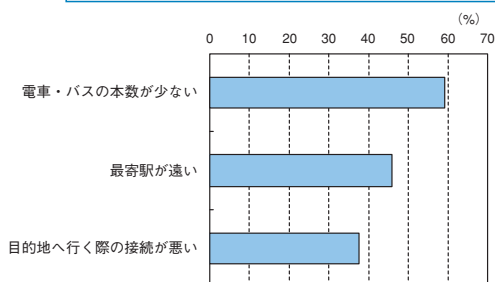
図表 1-1-19 車の運転者としての周辺の道路状況に対する不満内容(上位3位)



注：複数回答 n=2,653。

資料：国土交通省国土計画局調べ

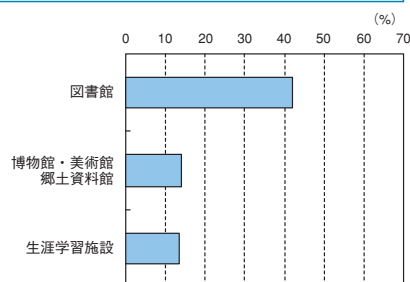
図表 1-1-20 公共交通機関の利便性に対する不満内容(上位3位)



注：複数回答 n=3,429。

資料：国土交通省国土計画局調べ

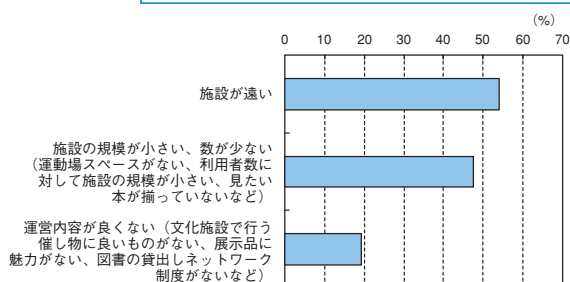
図表 1-1-21 不満のある教育・文化施設(上位3位)



注：複数回答 n=2,698。

資料：国土交通省国土計画局調べ

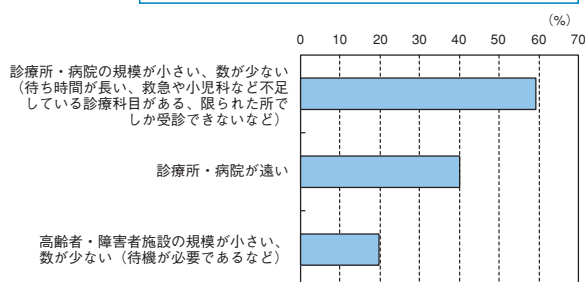
図表 1-1-22 教育・文化施設に対する不満内容(上位3位)



注：複数回答 n=2,698。

資料：国土交通省国土計画局調べ

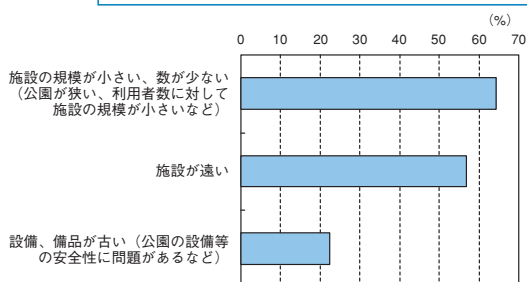
図表 1-1-23 医療・福祉施設に対する不満内容(上位3位)



注：複数回答 n=2,920。

資料：国土交通省国土計画局調べ

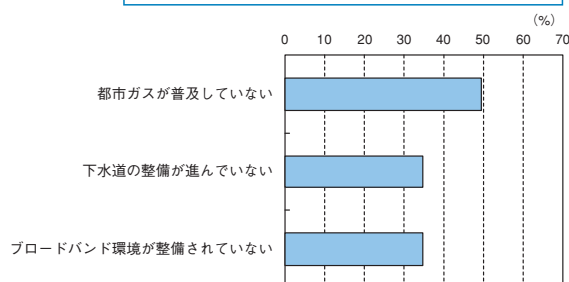
図表 1-1-24 公園、スポーツ、レクリエーション施設に対する不満内容(上位3位)



注：複数回答 n=3,159。

資料：国土交通省国土計画局調べ

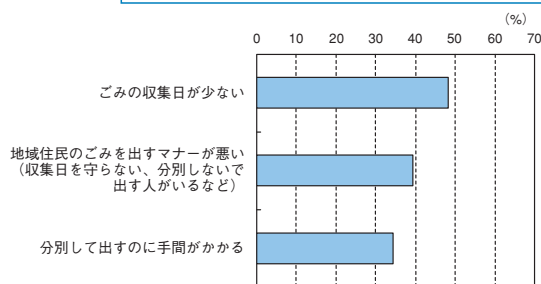
図表 1-1-25 上下水道、ガス、電気(通信)に対する不満内容(上位3位)



注：複数回答 n=1,670。

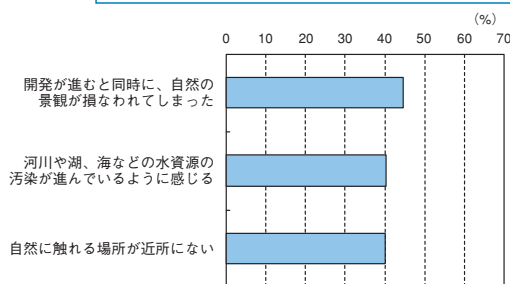
資料：国土交通省国土計画局調べ

図表 1-1-26 ごみの回収・処理に対する不満内容（上位3位）



注：複数回答 n=1,755。
資料：国土交通省国土計画局調べ

図表 1-1-27 自然環境の保全・再生に対する不満内容（上位3位）



注：複数回答 n=2,638。
資料：国土交通省国土計画局調べ

図表 1-1-28 人間的なつながりやまちづくり活動に対する不満内容（上位3位）



注：複数回答 n=3,461。
資料：国土交省国土計画局調べ

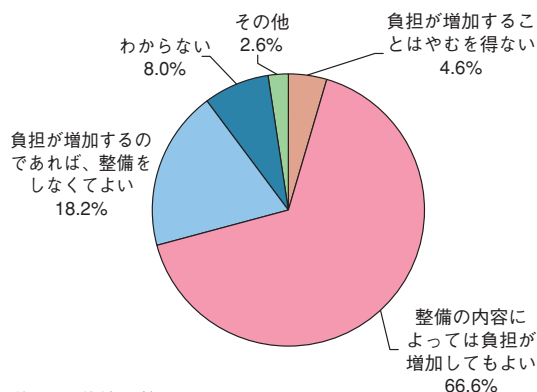
2. 整備のための費用負担に関する意識と望まれる将来の社会像

次に、今後の首都圏の整備についての人々の費用負担に対する意識についてみていく。

より良い生活環境を実現するための費用負担について聞いたところ、「負担が増加することはやむを得ない」とした人は4.6%であるが、「整備の内容によっては負担が増加してもよい」とする条件付きで認める人は66.6%であり、両者を合わせると71.2%の人が費用負担について認めている。これに対し、「負担が増加するのであれば、整備をしなくてよい」とする人は18.2%となっている（図表 1-1-29）。

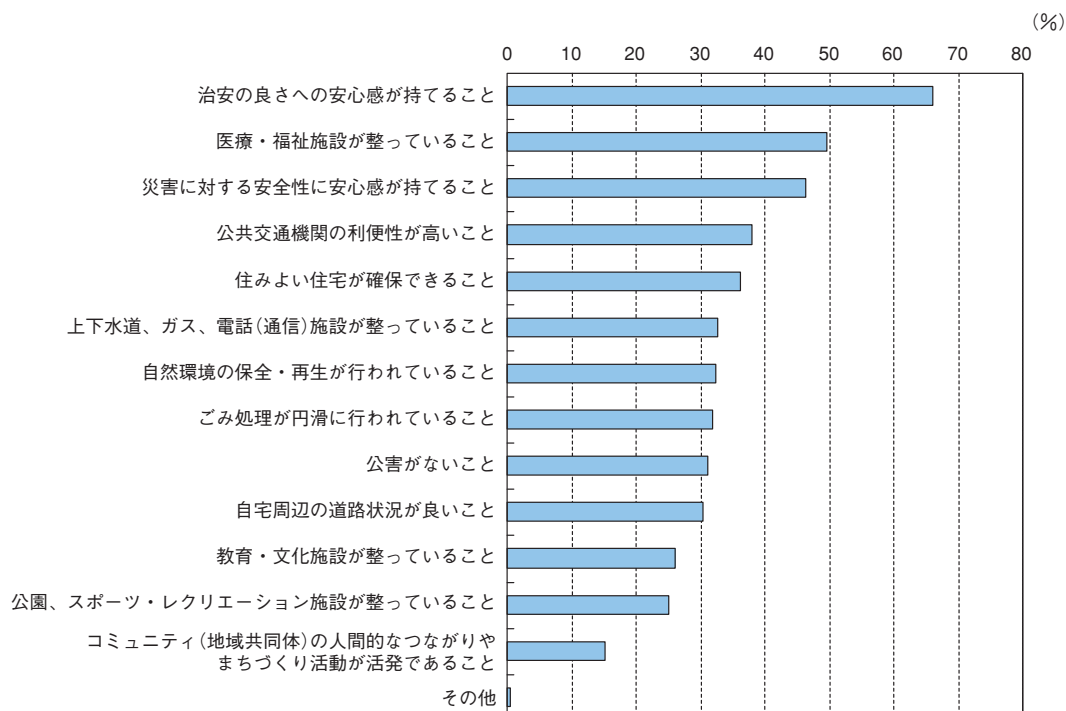
費用負担を認める人に対して、負担が増加してでも整備に取り組むべき重要性の高い生活環境について聞いたところ、「治安の良さへの安心感が持てること」が66.2%と最も高くなっており、現在の生活環境でも不安度が高かったことと併せ、安全・安心に対する住民の意識の高さがうかがえる。次いで、「医療・福祉施設が整っていること」（49.5%）、「災害に対する安全性に安心感が持てること」（46.3%）など、ここでも生命、身体及び財産の危険に関連する項目が上位を占めている（図表 1-1-30）。

図表 1-1-29 より良い生活環境を実現するための費用負担に対する意識



注：単数回答 n=9,111。
資料：国土交通省国土計画局調べ

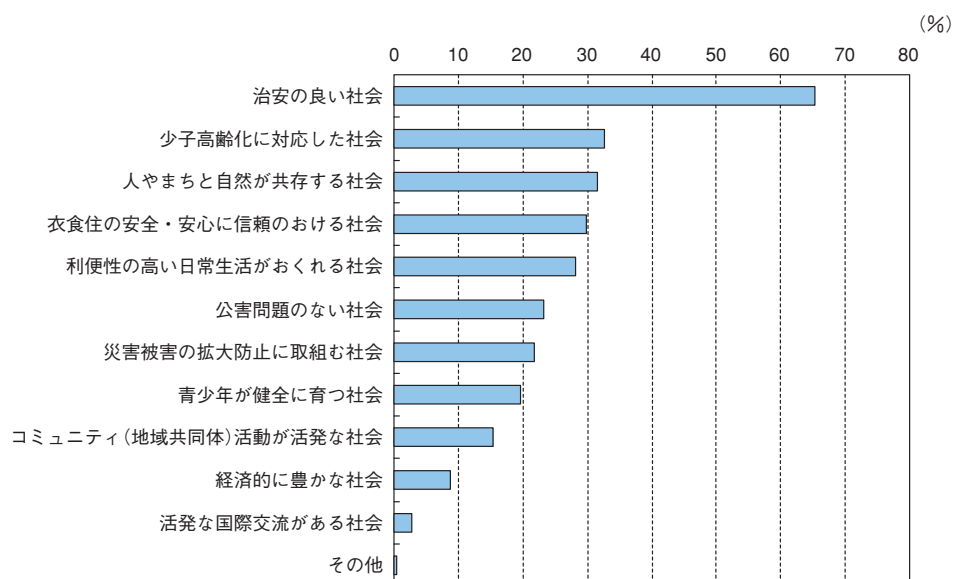
図表 1-1-30 費用負担が増加してでも取り組むべき生活環境項目



注：複数回答 n=6,488。
資料：国土交通省国土計画局調べ

また、将来（10～15年後）の首都圏において、どのような社会づくりを優先すべきかを聞いたところ、「治安の良い社会」（65.4%）が群を抜いて高くなっている。次いで、「少子高齢化に対応した社会」（32.6%）、「人やまちと自然が共存する社会」（31.5%）、「衣食住の安全・安心に信頼のおける社会」（29.9%）、「利便性の高い日常生活がおくれる社会」（28.1%）という結果が得られた（図表 1-1-31）。

図表 1-1-31 優先して取り組むべき社会づくり



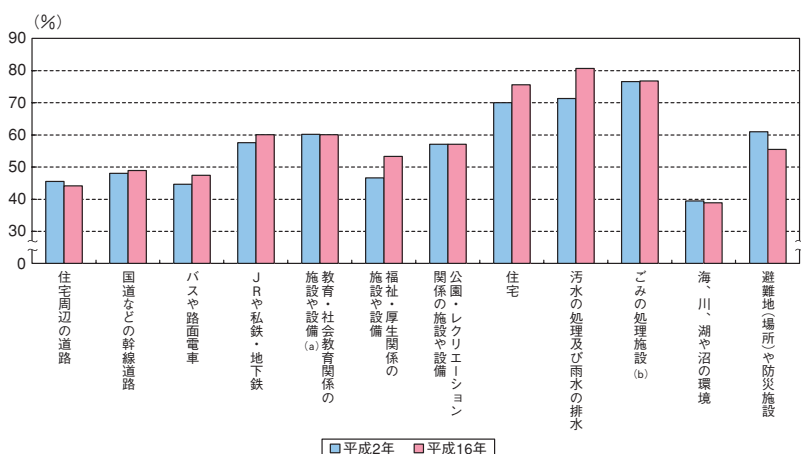
注：最大3つまで回答 n=9,111。
資料：国土交通省国土計画局調べ

3. 居住者のニーズからみた今後の首都圏整備

以上、首都圏住民の現在の生活環境についての意識や費用負担の考え方、将来の目指すべき社会像についてみてきた。

全般的に、社会資本や身近な行政サービスに対する首都圏住民の満足度は高く、施策に投入された事業費や事業実績ではなく、住民の実感という観点でも相当程度の評価が得られているといえよう。一方で、現在、治安や防災に対して不安を感じている人の割合が高く、また、これらの向上・改善への要望も高かった。社会資本の整備に関して、内閣府が実施している世論調査の結果をみても、平成2年と16年を比較すると、社会資本の整備についてはおおむね満足度が上昇しているが、避難地（場所）や防災施設については満足度が低下している。また、平成16年に行った治安に関する世論調査では、ここ10年で犯罪に遭うかもしれないと不安になることが多くなったと思っている人の割合が高く、これらの世論調査の結果も、本アンケート結果と同様な結果となっている（図表1-1-32～33）。

図表 1-1-32 社会資本整備の満足度の割合の変化（関東地方）



注1：関東地方は、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川の1都6県を表す。

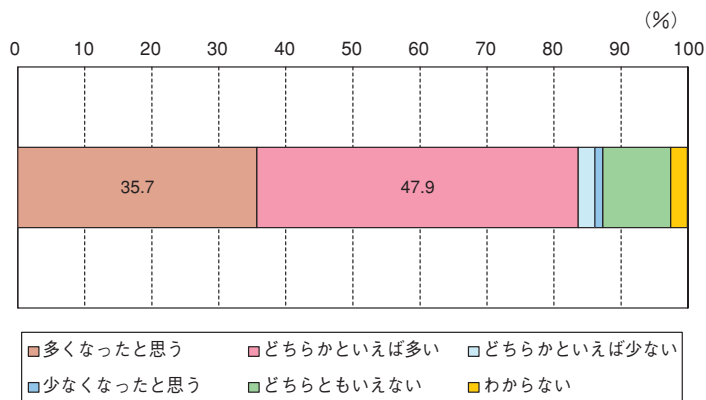
注2：(a)は、平成2年の場合、教育施設と社会教育施設の結果の平均を使用している。

(b)は、平成2年の場合、「ごみの処理」についての満足度を表す。

注3：それぞれの設問につき単数回答、平成2年 n=1,095、平成16年 n=669。

資料：「社会資本の整備に関する世論調査（平成2年2月、平成16年6月）」（内閣府）により国土交通省国土計画局作成

図表 1-1-33 ここ10年で犯罪に遭うかもしれないと不安になることが多くなったか（関東地方）



注1：関東地方は、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川の1都6県を表す。

注2：単数回答 n=641。

資料：「治安に関する世論調査（平成16年7月）」（内閣府）により国土交通省国土計画局作成

治安の向上のためには、警察のパトロールや犯罪の取締り等各種犯罪対策が重要である。しかしながら、良好な治安は、それだけで保たれるものでもない。既に、住民等自ら身近な犯罪を抑止しようとする動きも広がりつつあるが、このような活動に対する支援も重要である。さらに、こうした警察、地方公共団体、住民などによる防犯活動に加えて、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備等について、犯罪防止に配慮した環境設計も有効であると考えられる。このような観点から、従来は接点の乏しかった防犯とまちづくりを結びつけ、犯罪が起こりにくく犯罪に対して抵抗力のあるまちづくりを行うために、内閣官房都市再生本部事務局、警察庁、文部科学省及び国土交通省の関係部局で、「防犯まちづくり関係省庁協議会」を設置し、防犯まちづくりを推進している。具体的な施策として例えば、関係省庁と建物部品関連団体などは官民合同で、ドアや錠、窓、シャッターなどの建物部品の防犯性能の向上とその普及促進に取り組んでおり、一定基準に合格したものを「防犯性能の高い建物部品」として公表している（平成17年4月現在で16種類、2,521品目）。また、地方公共団体においても、例えば東京都や埼玉県では、玄関扉のピッキング対策や窓等への侵入予防の対策等を講じた新築住宅に対して、住宅金融公庫と連携して200万円の特別の融資枠を設けている。こうした施設面等の改良を促進する取組も、今後重要と考えられる。

また、東京都区部を中心に高密度な市街地が都県境を越えて広範囲に渡っている首都圏においては、大地震の発生により、多数の人命、財産の損失を招く危険が大きい。国の防災計画の作成やその実施の推進等を行う中央防災会議は、首都直下の地震像を明確化し、防災対策を強化するために、平成17年2月、首都直下地震による総合的な被害想定をまとめた。国や地方公共団体においても各種防災対策を進めており（P84参照）、例えば、国土交通省は、「住宅・建築物の地震防災推進会議」を開催し、耐震化の目標設定や目標達成のための施策の方向、地震保険の活用方策などについて検討を行っている。また、埼玉、千葉、東京、神奈川の1都3県及びさいたま、千葉、横浜、川崎の4つの政令指定都市は、地震等災害発生時の応急対策及び円滑な復旧対策を実現することを目的とし、相互に救援協力する協定を結んでいる。一例として、これらの地域では、震災等により交通機関が途絶した場合に、多数発生すると推測される徒歩帰宅者に対する沿道支援の仕組みづくりを進めている。それらの取組の1つとして、石油商業組合等と協定を結び、加盟するガソリンスタンドにおいて、一時休憩所としての飲料水やトイレの提供、ラジオの音声を流すことによる情報提供などの支援を行うこととしている。

このように、防犯対策や防災対策を効果的に進めるには、行政機関の取組に加えて、住民や事業者の意識向上、さらにそれぞれの連携が重要である。そのためには、関係する社会資本や施策の充実はもとより、防犯・防災情報などを多様な手段により、きめ細やかに地域住民等に対して提供する工夫が求められる。一方、地域における防犯や防災の対応力を高めるには、日常から知識の共有や災害時における互助が可能なよう、日ごろからある程度の地域コミュニティが形成されていることも有効であろう。

今後、首都圏整備を進めていくに当たっては、今回の結果を十分に考慮して人々のニーズに対応した施策に取り組んでいくことが求められる。

首都圏コラム

防犯・防災への自主的な取組

治安の悪化を防いだり、災害時に被害を最小限にとどめるためには、日常から防犯・防災への意識を高め、実際に行動に移すことが重要である。国や地方公共団体では、様々な防犯・防災への取組がなされているが、より効果を発揮するためには地域住民やボランティア団体などとの協働で、官民一体となった取組が必要となる。ここでは、そのような取組事例を紹介する。

取組事例その1～防犯パトロール隊

東京都大田区の池上地域では、「P.S.I池上自主防犯パトロール隊（Peace & Safety Ikegami）」が地域住民により結成され、安全で安心して生活を送ることが出来るよう、各種防犯活動が行われている。週3回（昼1回、夜2回）定期パトロールを行い、必要に応じて不定期にもパトロールを行っている。また、愛犬家の協力によりPSIのバンダナを着けた犬達が、飼い主と共に散歩を兼ねた防犯パトロールを行う「わんわんパトロール」も実施している。他にも、警察や自治会、商店街などと連携して、青少年非行の防止や各種の犯罪防止の啓発活動等、多岐に渡る防犯活動を行っており、これらの活動が評価され、平成16年には、社団法人日本損害保険協会より防犯大賞を受賞している。

わんわんパトロールの風景



資料：P.S.I池上自主防犯パトロール隊

取組事例その2～徒歩帰宅訓練

首都直下地震の被害想定によると、マグニチュード7.3クラスの場合では東京圏全体で最大約650万人の帰宅困難者が発生すると見込まれている。このような事態に備えて、「東京災害ボランティアネットワーク」では、平成11年度から毎年度、9月1日の「防災の日」に開催される東京都の総合防災訓練に様々な独自プログラムを提案し、参加・協力している。特に、帰宅困難者への対応訓練には、別途、独自に取り組んでおり、平成16年度は8月29日に、徒歩経路を東京駅丸の内中央口から千葉縣市川市まで（約18km）とする徒歩帰宅訓練を沿道の地域住民や事業所、行政機関、ボランティア団体などと協働で実施した（訓練参加者約260人、沿道支援・救護班約250人）。また、沿道にはガソリンスタンドや公園など24箇所に徒歩帰宅者のための休憩所、トイレ、救護所などを兼ねる「エイドステーション」を設けた。エイドステーションは、災害時に現場の情報等を収集伝達する役割をも担っており、これらを拠点とした帰宅困難者のための情報伝達訓練も行った。

エイドステーション設置訓練



資料：東京災害ボランティアネットワーク